

意欲と能力のある林業経営体の登録および公表実施要領

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課

滋森政第 593 号 令和元年 6 月 19 日

滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課

最終改正：滋び流第 205 号 令和 8 年 8 月 5 日

第1 目的

この要領は、充実する森林資源を適切に管理していくための受け皿となりうる意欲と能力のある林業経営体を登録し、森林所有者、市町等の事業発注者がその登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営体が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営体間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営体を育成することを目的とする。

第2 林業経営体の登録

- (1) 本要領の登録等の対象となる林業経営体とは、下記の条件をすべて満たす者とする。
 - ① 県内の自己または他人の保有する森林において、事業主自ら、もしくは直接雇用している現場作業職員により、または他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている者
 - ② 「滋賀県木材業者および製材業者登録条例」に基づき登録されている者
- (2) 森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 36 条第 2 項に規定する都道府県が公表する民間事業者は、本要領により登録された林業経営体（以下「第 36 条事業者」という。）とする。
- (3) 法第 44 条第 2 項に規定する都道府県が公表する民間事業者は、本要領により登録された林業経営体（以下「第 44 条事業者」という。）とする。
- (4) 本要領に定める「意欲と能力のある林業経営体」とは、第 36 条事業者もしくは第 44 条事業者のいずれか一方、または両方の林業経営体として登録されている者を言う。
- (5) 林業経営体の登録等は、公募により行うものとし、募集時期等については別に定める。

第3 登録の申請

- (1) 本要領の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した林業経営体登録申請書（様式 1）を知事に提出するものとする。
 - ① 基本情報（住所、商号又は名称、代表者氏名等）
 - ② 雇用の状況に関する情報（職員数、雇用管理者、社会・労働保険等への加入状況等）
 - ③ 技術者・技能者数に関する情報
 - ④ 資本装備に関する情報（林業機械保有台数）
 - ⑤ 生産性の増加または生産性の向上に関する情報（素材生産、造林等）
 - ⑥ 原木の安定供給・流通合理化等に関する情報
 - ⑦ 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
 - ⑧ 主伐後の再造林の確保に関する情報
 - ⑨ 生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報
 - ⑩ 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
 - ⑪ 雇用管理の改善に関する情報
 - ⑫ コンプライアンスの確保に関する情報
 - ⑬ 常勤役員の設置に関する情報
 - ⑭ 経理状況の概要に関する情報

- (2) 前項の申請書には、次の①～⑨に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）である場合は、①～⑤の書類の提出を省略することができるものとする。

- ① 登記事項証明書又は住民票
- ② 納税証明書
- ③ 労働者を雇用している場合にあつては、雇用に関して交付している文書の様式
- ④ 労働者を雇用している場合にあつては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
- ⑤ 就業規則を制定している場合にあつては、就業規則の写し
- ⑥ 直近3か年の貸借対照表および損益計算書
- ⑦ 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請として、完成、引き渡し完了した過去5年間の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）
- ⑧ 行動規範を作成している場合は、その写し
- ⑨ その他知事が定める書類

- (3) 知事は、必要に応じ登録申請者に対して登録申請書の内容等に関する情報提供を求めることができる。

第4 市町による民間事業者の推薦

- (1) 知事は、登録基準（別記1）における当該林業経営体の事業内容に該当する項目の基準を全て満たしていると認めるときは、当該林業経営体が経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町または集約化構想が定められる場合に経営管理を行うことを希望する市町ごとに、林業経営体に関する情報を当該市町の長に提示するものとする。
- (2) 市町の長は、提示された情報に基づき、法第36条第2項および法第44条第2項に規定する要件を踏まえて、必要に応じて第36条事業者もしくは第44条事業者のいずれか一方、または両方の登録すべき林業経営体の推薦を行うものとする。
- (3) 市町の長が推薦した林業経営体は、当該推薦をもって登録基準（別記1）の（1）の項目の基準を満たしているものとみなすことができる。

第5 登録および公表の実施

- (1) 知事は、第3による登録申請書の提出があった場合において、登録基準（別記1）における当該林業経営体の事業内容に該当する項目の基準を満たしていると認めるときは、第4の（2）による市町からの推薦を受けた場合はその意向も踏まえた上で、次に掲げる事項を意欲と能力のある林業経営体名簿（様式2）に登録するものとする。
- ① 第3の（1）の①から⑬までに掲げる事項
 - ② 登録番号および登録年月日
 - ③ 登録情報の変更年月日
 - ④ 第36条事業者としての登録の有無
 - ⑤ 第44条事業者としての登録の有無
 - ⑥ 経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町
 - ⑦ 集約化構想が定められる場合に経営管理を行うことを希望する市町
 - ⑧ 技能者の在籍状況
- (2) 知事は、第5の（1）の規定に基づく登録の有無について、遅滞なく、林業経営体登録可否通知書（様式3）により登録申請者に通知するものとする。
- (3) 知事は、第5の（1）の規定に基づく登録を行ったときは、遅滞なく、意欲と能力のある林業経営体名簿を県ホームページにおいて公表するものとする。

- (4) 登録等に要する期間は、知事が申請書を受理した月の末日から2か月間とする。
- (5) 登録および公表日は、第5の(4)登録等に要する2か月後の翌月1日とする。

第6 登録の有効期間

- (1) 第5の(1)および(2)の登録の有効期間は、林業経営体登録申請書(様式1)の別紙の5に記載する目標とする事業年度の期間までとする。(最大5年)
- (2) 登録の更新を希望する登録林業経営体は、登録の有効期間終了日の2か月までに、第3に準じて登録の更新申請をすることができるものとする。

第7 変更の届出

- (1) 登録林業経営体は、第3の(1)の①の基本情報に変更があった場合は、知事に意欲と能力のある林業経営体名簿の変更届出書(様式4)を提出しなければならない。
- (2) 登録林業経営体は、第3の(1)の②~④に定める事項に変更があり、意欲と能力のある林業経営体名簿に登録されている情報を直近の内容に変更したい場合は、知事に意欲と能力のある林業経営体名簿の変更届出書(様式4)を提出することができるものとする。
- (3) 登録林業経営体は、登録要件を満たさなくなる変更事案が発生した場合は、意欲と能力のある林業経営体名簿の登録取消申出書(様式6)により知事に届け出なければならない。
- (4) 知事は、第7の(1)および(2)の規定に基づく変更届出があった場合において、その内容が第3の(1)および(2)に定める基準に適合すると認めるときは、その届出があった事項を意欲と能力のある林業経営体名簿に登録するものとする。
- (5) 第7の(1)および(2)の規定による変更届出書は、第3の(2)の規定を準用するものとする。

第8 実施状況報告

登録林業経営体は、意欲と能力のある林業経営体名簿に記載した目標に基づく毎事業年度の実施状況について、実施状況報告書(様式5)により、事業実施の翌年から目標年までの間、毎年事業の終了後、3月を超えない日までに知事に報告するものとする。

第9 登録の取消

- (1) 知事は、登録林業経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。
 - ① 登録林業経営体が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合
 - ② 登録林業経営体から、意欲と能力のある林業経営体名簿の登録取消について(様式6)により、申し出があった場合
 - ③ 登録の申請または変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合
 - ④ 登録基準を満たさなくなる事案を確認したとき
 - ⑤ その他知事が定める場合
- (2) 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を意欲と能力のある林業経営体名簿の登録取消通知書(様式7)により登録林業経営体に通知するものとする。ただし、第9の(1)の①に該当する個人の場合にあって、その死亡が確認された場合はこの限りでない。

付則

この要領は、令和元年6月19日から施行する。

付則

この要領は、令和8年8月5日から施行する。